

地方発「小さな世界企業」ドラマ化事業（福井県）におけるドラマ制作業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「地方発『小さな世界企業』ドラマ化事業」において、地方の中小企業のイメージアップを図り、都市部の学生など若者の地方へのU・Iターンを促進するため、多くの若者に訴求力のあるインターネット配信ドラマの制作業務委託先の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名：地方発「小さな世界企業」ドラマ化事業（福井県）ドラマ制作業務
- (2) 業務内容：別紙1の委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から平成28年2月29日まで
(ドラマ制作・納品は平成28年1月31日まで)
- (4) 選定者数：1社

3 提案上限金額

委託料として、20,000,000円（消費税、地方消費税額を含む）を上限とする。

4 参加資格要件

企画提案書を提出できる者は、「実行委員会」が設置する選定委員会の審査を受ける資格（以下「参加資格」という。）に関し、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- (5) 福井県内に事業所等を有すること。なお、共同企業体の場合は、その構成員に福井県内に事業所等を有する者が加わっていること
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 参加資格認定の申請手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けなければならぬ。

（1）提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・企画提案参加者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（企業案内等）
- ・福井県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- ・参加資格誓約書（様式2）

（2）提出期限

平成27年10月26日（月）午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

（3）提出先および方法

福井県総合政策部政策推進課内「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行員会事務局まで、持参または郵送により提出すること

ただし、郵送による場合は、事務局まで平成27年10月26日 午後5時必着

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部政策推進課内

「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行委員会事務局あて

（4）参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、平成27年10月29日（木）までに書面により申請者あて通知する。

（5）参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

①参加資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成27年11月2日（月）午後5時までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、（3）の提出先に提出しなければならない。

②説明を求めた者に対して、平成27年11月5日（木）までに書面により回答する。

6 企画提案書の提出手続き

（1）提出書類

参加資格の認定を受けた者は、次に掲げる書類を提出することができる。

提出書類は、いずれもA4版で、出来る限り詳細に記載すること。様式は任意（白黒、カラーワーどちらも可）とする。

①企画提案書（内容は、地方発「小さな世界企業」ドラマ化事業におけるドラマ制作業務仕様書（別紙1）を踏まえたものとすること。なお、提出後の追加および変更は認めない。）

②スケジュール表

③費用見積書

④本業務にかかる運営体制（人的配置等）が分かるもの

⑤直近3年で実施した同様業務の実績概要（内容や回数等が分かるもの）

（2）提出部数

各10部

（3）提出期限

平成27年11月9日（月）午後5時まで

（4）提出先および方法

福井県総合政策部政策推進課内「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行員会事務局まで、持参または郵送により提出すること

ただし、郵送による場合は、事務局まで平成27年11月9日 午後5時必着

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部政策推進課内

「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行委員会事務局あて

7 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにより、次の宛先に送付しなければならない。

（1）送付先

福井県総合政策部政策推進課内

「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行委員会事務局

E-mail : seisaku@pref.fukui.lg.jp

（2）受付期限

平成27年10月23日（金）午後5時まで

（3）回答

質問の回答は、平成27年10月29日（木）までに、参加資格の認定を受けた者に対し、電子メールにより一斉に回答する。

8 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出しなければならない。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

9 審査・契約方法等

次の手順による。

（1）審査委員会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは、平成27年11月中旬に実施する予定であり、提案者には日程等を別途通知する。

- (2) 企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で、契約予定者を決定する。
- (3) 契約先の選定のための審査委員会の審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申立ては受け付けない。
- (4) 契約予定者は、実行委員会と必要な協議が整った後、実行委員会が指定する期日までに改めて見積書を提出する。
- (5) 見積書の内容を精査の上、契約予定者と随意契約により契約を締結する。
- (6) 採用となった企画提案については、契約者と協議の上、変更する場合がある。

10 その他

- (1) 応募登録票および企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提案書等の中で第三者の著作権を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、提案者が当該第三者の承諾を得ることとする。また、第三者の著作物の使用に関する責は、提案者が負うものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ①この実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ②委託予定額（上限額）を上回る費用見積書を提出した者
- ③記載すべき事項の全部もしくは一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、提出した者
- ④期限を過ぎて企画提案書等を提出した者

11 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部政策推進課内

「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行委員会事務局

TEL : 0776-20-0225

FAX : 0776-20-0623